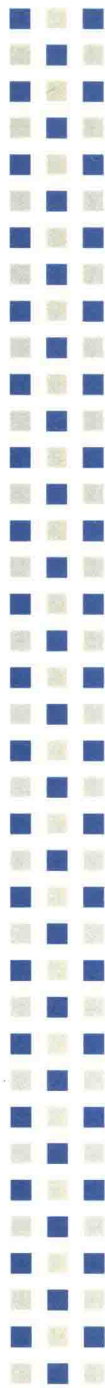


裁かれた 戦争犯罪

イギリスの対日戦犯裁判

林 博史



岩波人文書セレクション

裁かれた 戦争犯罪

イギリスの対日戦犯裁判

博史

岩波書店

林 博史

1955年生まれ。一橋大学大学院博士課程修了(社会学博士)。関東学院大学経済学部教授。現代史。主な著書に『華僑虐殺』(すずさわ書店、1992年)、『沖縄戦と民衆』(大月書店、2001年、伊波普猷賞)、『BC級戦犯裁判』(岩波新書、2005年)、『シンガポール華僑粛清』(高文研、2007年)、『沖縄戦が問うもの』(大月書店、2010年)、『戦犯裁判の研究』(勉誠出版、2010年)、『米軍基地の歴史』(吉川弘文館、2012年)など。

岩波人文書コレクション
裁かれた戦争犯罪
—イギリスの対日戦犯裁判

2014年10月15日 第1刷発行

著者 はやし ひろふみ
林 博史

発行者 岡本 厚

発行所 株式会社 岩波書店
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
電話案内 03-5210-4000
<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・理想社 カバー・半七印刷 製本・三水舎

© Hirofumi Hayashi 2014
ISBN 978-4-00-028781-4 Printed in Japan

〔R〕〈日本複製権センター委託出版物〉本書を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター(JRRC)の許諾を受けてください。

JRRC Tel 03-3401-2382 <http://www.jrcc.or.jp/> E-mail jrcc_info@jrcc.or.jp

本書は一九九八年三月、岩波書店より刊行された。

岩波人文書セレクション

2014 年 10 月 15 日刊行

四六判 並製力バー 216～472 頁

- 裁かれた戦争犯罪 林 博 史 本体 2600 円
——イギリスの対日戦犯裁判
- 戦後政治の軌跡 蒲島郁夫 本体 3200 円
——自民党システムの形成と変容
- 普遍の再生 井上達夫 本体 2600 円
- プルーストの世界を読む 吉川一義 本体 2200 円
- パスカル『パンセ』を読む 塩川徹也 本体 2200 円
- 禅仏教とキリスト教神秘主義 門脇佳吉 本体 2400 円
- 『イーリアス』ギリシア英雄叙事詩の世界 川島重成 本体 2400 円
- カントを読む
——ポストモダニズム以降の批判哲学 牧野英二 本体 2800 円
- ノストラダムス 予言集
..... P. ブランダムール 校訂／高田 勇・伊藤 進 編訳 本体 3000 円
- アメリカ憲法は民主的か
..... ロバート・A. ダール／杉田 敦 訳 本体 2400 円

岩波書店刊

定価は表示価格に消費税が加算されます
2014 年 10 月現在

岩波人文書セレクション(既刊)

四六判 並製力バー 216〜436 頁

書誌学談義 江戸の板本	中野三敏	本体 2800 円
「色」と「愛」の比較文化史	佐伯順子	本体 3000 円
鷗外留学始末	中井義幸	本体 2800 円
近代日本の戦争と政治	三谷太一郎	本体 3000 円
思想の落とし穴	鶴見俊輔	本体 2600 円
小 国——歴史にみる理念と現実	百瀬 宏	本体 2800 円
探偵小説の社会学	内田隆三	本体 2200 円
民族幻想の蹉跎——日本人の自己像	尹 健 次	本体 2400 円
時間についての十二章 ——哲学における時間の問題	内 山 節	本体 2700 円
システム社会の現代的位相	山之内 靖	本体 3200 円
現代日本の社会秩序——歴史的起源を求めて	成 沢 光	本体 2200 円
女性表現の明治史——樋口一葉以前	平田由美	本体 2800 円
介護問題の社会学	春日キスヨ	本体 2400 円
女性・ネイティヴ・他者——ポストコロニアリズムとフェミニズム トリン・T. ミンハ／竹村和子訳		本体 2800 円
国家の退場——グローバル経済の新しい主役たち S. ストレンジ／櫻井公人訳		本体 3200 円
悪の哲学ノート	中村雄二郎	本体 2800 円
日本思想という問題——翻訳と主体	酒井直樹	本体 2800 円
ランボー、砂漠に行く——アフリカ書簡の謎	鈴木和成	本体 2800 円
レヴィナス——移ろいゆくものへの視線	熊野純彦	本体 2800 円
記憶のエチカ ——戦争・哲学・アウシュヴィッツ	高橋哲哉	本体 2600 円

岩波書店刊

定価は表示価格に消費税が加算されます
2014 年 10 月現在

岩波人文書セレクション(既刊)

四六判 並製カバー 216～384 頁

文化の読み方/書き方……………	C.ギアーツ/森泉弘次訳	本体 2800 円
身体の宇宙性——東洋と西洋……………	湯浅泰雄	本体 2600 円
平面論——1880 年代西欧……………	松浦寿輝	本体 2000 円
市民権とは何か……………	D. ヒーター/田中俊郎・関根政美訳	本体 2800 円
シモーヌ・ヴェイユ……………	富原眞弓	本体 2600 円
中絶論争とアメリカ社会——身体をめぐる戦争……………	荻野美穂	本体 3000 円
知の失敗と社会 ——科学技術はなぜ社会にとって問題か……………	松本三和夫	本体 2800 円
東京たてものの伝説……………	森まゆみ・藤森照信	本体 2200 円
自己決定権とジェンダー……………	江原由美子	本体 2200 円
声のイメージ……………	柴田南雄	本体 2400 円
第一次世界大戦と社会主義者たち……………	西川正雄	本体 2400 円
グローバル化の遠近法 ——新しい公共空間を求めて……………	姜尚中・吉見俊哉	本体 2400 円
憲法学のフロンティア……………	長谷部恭男	本体 2400 円
エーコの読みと深読み……………	U. エーコ他/柳谷・具島訳	本体 2400 円
キリシタンの世紀 ——ザビエル渡日から「鎖国」まで……………	高瀬弘一郎	本体 2400 円
ケインズ理論とは何か …… ——市場経済の金融的不安定性……………	H.P. ミンスキー/堀内昭義訳	本体 2800 円
自由論——自然と人間のゆらぎの中で……………	内山 節	本体 2400 円
道具と手仕事……………	村松貞次郎	本体 2800 円
文化としてのマナー……………	熊倉功夫	本体 2400 円
文化の「発見」 ——驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで……………	吉田憲司	本体 2600 円
ヨーロッパ覇権以前——もうひとつの世界システム(上・下) ……………	J.L. アブー＝ルゴド/佐藤・ス波・高山・三浦訳	本体 2600 円

岩波書店刊

定価は表示価格に消費税が加算されます
2014 年 10 月現在

目次

序章 戦犯裁判はどのように議論されてきたのか

戦争犯罪とは何か 2

BC級戦犯裁判はどのように議論されてきたか 6

なぜ十分な議論がなされてこなかったのか——戦後日本の
平和主義に関わって 12

本書の意図 16

第一章 戦犯裁判の準備

連合国の戦争犯罪への取り組み 21

戦争中の戦犯裁判の準備 23

連合軍東南アジア司令部の取り組み 26

戦争犯罪の捜査の開始 30

イギリス本国での対日戦犯裁判政策の検討 36

東南アジア司令部による具体化 42

戦争犯罪のリスト 44

第二章

戦犯裁判の実施

戦犯裁判に関わる組織	49
裁判所の機構と手続き	52
裁判開始の遅れ	54
裁判方法の検討	56
対日協力者の扱い	61
裁判の手続き	67
戦犯裁判の開始	70
住民からの情報収集の促進	74
スタッフの不足	79
G H Qとの関係	82
ドイツでの裁判の進行状況	83
裁判の遅れと軽微な事件の放棄	90
簡易裁判所問題	95
態勢の再編	97
戦犯裁判の終結	99

第三章 イギリスの対日戦犯裁判の特徴

裁判の概要 103

住民に対する犯罪を裁いた戦犯裁判 109

上官の命令 112

証拠の扱いと容疑者の洗い出し 119

刑の確認にあたって 128

裁判官と検察 135

憲兵隊のケース 146

泰緬鉄道のケース 153

朝鮮人と台湾人の戦犯 157

インド人捕虜問題 160

戦犯容疑者の虐待 162

第四章 イギリスの戦後アジア政策と戦犯裁判

威信の回復 171

マラヤの重要性 174

イギリスの戦後マラヤ構想 176

一三六部隊の活動 178

マレー半島の二三六部隊 181

中国系ゲリラ支援の政治的意味 187

東南アジア司令部とマラヤ連合構想 191

一三六部隊と戦犯捜査 196

民衆からの処罰要求 203

第五章 裁かれた戦争犯罪・裁かれなかった戦争犯罪 209

1 シンガポール華僑粛清 209

裁判の概要 211

華僑粛清命令の下達 213

粛清実施と軍司令官への報告 218

粛清の犠牲者数と河村日記 222

逃げのびた辻政信 225

2 マレー半島の華僑粛清 227

歩兵第一連隊とネグリセンビラン州の華僑粛清 228

第一連隊長らのケース 233

イロンロン(ジュルンドン)村の虐殺 238

スンガイルイの虐殺 246

マレー半島各地での華僑虐殺 250

3 ビルマの住民虐殺——カラゴン事件 253

カラゴン村の虐殺 253

裁かれた大隊長たち 257

裁かれなかった連隊長と師団長 259

4 裁かれなかった性暴力 262

ビルマでの性犯罪の情報 264

南シャン地方での集団レイプ事件 266

カラゴン事件の中での性犯罪の追及 269

イギリス軍の性病対策——戦争直前のシンガポール 274

イギリス女性も慰安婦に? 278

終章 戦犯裁判とその後 281

1 戦犯裁判が終って 281

減刑の開始と日本への送還 281

平和条約発効後 285

戦犯服役者の終焉 289

2 あらためて戦犯裁判をめぐる | 293

植民地民衆への犯罪を裁いたイギリス裁判 | 293

その後の東南アジアと戦犯裁判 | 295

戦犯裁判の意義 | 300

あとがき | 305

岩波人文書セレクションに寄せて | 309

参考文献

索引

序章 戦犯裁判はどのように議論されてきたのか

「この法廷は、日本軍の構成員によって捕虜と民間抑留者に対して犯された残虐行為についての重大な申し立ての結果、勅令によって設置されたものである。いかなる容疑も他のイギリスの刑事裁判所によって審理されるように、これらの申し立てはこの法廷において審理されなければならない。復讐や報復のようなものはイギリスの法廷には無縁であるし、またこの法廷においても同様である。もし申し立てが証明されれば、つまりイギリスの刑事裁判所において被告に有罪であることははっきりとわからせるだけの確かさをもって証明されれば、その時には、いやその時にのみ、刑罰が与えられなければならない。それも厳格で、しかし公正な。もし証拠がそれに至らなければ、この法廷は恐れずにそう言わなければならないし、言うだろう。なぜならこれから裁かれようとしているのは被告だけではないからであり、またわれわれが始める仕事の責任を十分に認識しているからである。」(WO 235/813, Colin Sleeman (ed.), *Trial of Gozawa Sadaichi and Nine Others*, p. 3)

一九四六年一月二一日、シンガポールの最高裁判所においてイギリスによる最初の戦犯裁判が開廷された。これは裁判の冒頭における裁判長コールマン中佐(最高裁判所弁護士)の言葉である。日本軍

がアジア各地でおこなった戦争犯罪が、裁判を通じて改めて人々の前に明らかにされ裁かれることになったのである。こうしたイギリスによる裁判は、一九四八年一二月に香港で最後の判決が出されるまで続けられた。そこでは日本が侵略戦争のなかで犯した数々の戦争犯罪が問われたことは言うまでもないが、同時にこれらの地域を植民地としていたイギリスにとってもそうした戦争犯罪を裁くことは重要な課題だった。侵略者であった日本と、宗主国であったイギリス、そして両者の支配のなかから自らの道を切り開こうとしていた東南アジアの人々、こうした勢力の交錯のなかで戦犯裁判はおこなわれたのである。

こうした戦犯裁判によって、日本の戦争責任や戦争犯罪の問題は終ったのだろうか。残念ながらそうではなかった。戦後五〇年以上を経た現在なお、日本の戦争犯罪、戦争責任の問題は解決されていない大きな問題として残されている。冷戦のなかで封印されてきたこの問題が、冷戦体制の解体、アジア諸国の民主化の進展などとともに日本人の前に改めて浮かび上がってきた。そのことは日本が自らの戦争責任をあいまいにしてきたことによって、侵略戦争の被害者たちの傷跡がいまなお癒されていないということにとどまらない。この問題の解決の仕方が、日本の未来のあり方と不可分であるというきわめて今日的な課題として提起されていると言わなければならない。

戦争犯罪とは何か

一九世紀の帝国主義の時代と第一次世界大戦という殺戮戦の経験を経て、それへの反省から人類は

戦争をなくそうとし、あるいは植民地体制を批判し、あるいは人権の伸長を図ろうと努力してきた。しかし残念ながら、第二次世界大戦という史上まれに見る大殺戮戦を阻むことはできなかった。その後、世界戦争は避けられたが、冷戦のもとで、さらには冷戦終結後も世界各地で戦争は絶えず、二〇世紀は世界戦争と大量殺戮の世紀として記録されることになるだろう。日本がみずからの戦争責任にどのように対処するのかということはこうした人類の二〇世紀の経験を克服し、二一世紀に向けて新しい展望を切り開くために重要な課題である。

戦争を防ぎ、あるいは戦争が起きたとしても、その中での残酷さを減らそうとする努力が戦争犯罪や戦争責任という考え方を生み出した。戦争犯罪は犯罪であるがゆえに裁かれなければならないかった。裁くことは新たな戦争や戦争犯罪を防止することにつながるはずだった。戦争犯罪を裁く戦犯裁判（戦争犯罪裁判）は第一次世界大戦後にもおこなわれるが、本格的に大規模におこなわれたのは第二次世界大戦後、連合国によってであった。そこでおこなわれた戦犯裁判とはいったいどのようなものだったのか、それを検討することはあらためて二〇世紀を見直すうえで重要なテーマである。特に現在、旧ユーゴスラビアなどに関する戦争犯罪の国際法廷が開かれ、戦争を処理し平和を実現するうえで、戦犯裁判という方式がクローズアップされてきていることを見ても、これまでおこなわれた戦犯裁判を検証することは重要な課題となっている。

戦犯裁判には大きく分けて、第一に、平和に対する罪（A級戦争犯罪）を含む戦争犯罪を裁いたニュ

判決一覧

備考

死刑中(3)無期刑中(2)は判決確定後の減刑。

死刑中(10)無期刑中(1)は判決確定後の減刑。

死刑中(37)無期刑中(4)有期刑中(2)はいずれも未逮捕のための欠席裁判によるもの。

ルンベルク裁判と東京裁判(極東国際軍事裁判)、第二に、通例の戦争犯罪(B級戦争犯罪)と人道に対する罪(C級戦争犯罪)を裁いたB C級裁判がある。A級裁判は国家や軍あるいはナチスの指導者が主に裁かれ、ニュルンベルク裁判では連合国四カ国から、東京裁判では一カ国から裁判官が出る国際法廷であった。他方、B C級裁判は日本に関しては米英仏豪蘭中比の七カ国がそれぞれ別個に裁判をおこなった。本書が取り扱うのは後者のB C級裁判である。

A級とB C級という区分の仕方はアメリカの呼び方であり、イギリスは主要戦争犯罪(あるいは重戦争犯罪)Major War Crimesと軽戦争犯罪Minor War Crimesという分け方をしている。なお厳密に言えば、イギリスの裁判ではC級犯罪にあたるものは裁いていないのでB C級裁判ではないが、通常はB C級裁判として一括している。

連合国によっておこなわれた日本に対するB C級裁判の概要は表1・図1のようになっている。こ

れらの資料は日本の法務省の資料をもとにしており、イギリスに関しては、後に紹介するイギリスの資料とは数字がかなり違っているが、全体を把握できる資料がほかにないので、これを利用しておきたい。

東京裁判の被告が二八人であったのに比べ、